

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月

昭和57年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民健康保険及び国民年金に加入した。国民年金手帳にもその加入日が記載されており、それ以降、国民年金保険料は全て納付してきたにもかかわらず、知らない間に市の記録では資格取得日を同年8月1日に訂正され、申立期間について国民年金の未加入期間とされており、国の記録でも未納とされているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降は国民年金の強制加入の対象者であるにもかかわらず、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿では、当初は同日とされていた国民年金の資格取得日が後に同年8月1日に訂正されており、申立人に係る行政側の記録管理は不適切である。

このことは、年金事務所が平成23年6月20日付けで、上記の事情や、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者になった日 昭和57年7月31日」の記録から、昭和57年8月1日とされていた申立人のオンライン記録上の国民年金の資格取得日を同年7月31日に訂正していることから確認できる。

また、申立人が居住する市は、申立人が昭和57年7月31日に国民健康保険に加入したことが確認できると回答しており、同保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったとする申立人の主張に不自然さはない。

さらに、上記被保険者名簿に係る資格取得日の訂正は、申立人が昭和62年5月に上記の市へ再転入した後に作成された被保険者名簿についても行われていることから、同市への再転入後になされたものであり、この訂正時点まで、

申立人の資格取得日は57年7月31日として取り扱われていたと推認できる上、申立期間当時の同市における現年度保険料は3か月分を1枚の納付書で納付することとされていたことを踏まえると、申立期間の国民年金保険料に係る納付書（昭和57年7月分から同年9月分まで）は発行されたと考えられ、申立期間（1か月）後の57年8月以降の保険料を全て納付済みである申立人が、申立期間の保険料を未納のまま放置するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録では、資格取得日が昭和51年1月5日、資格喪失日が平成10年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

A社を平成10年3月31日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年1月5日、資格喪失日が平成10年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人に係る給与支払明細書、厚生年金基金の加入記録、B社が保管する雇用保険被保険者離職証明書（控）及び同社の回答から、申立人は、同社に平成10年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社に係る平成10年2月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 岡山国民年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和47年12月に勤務していた会社を退職して実家に帰ってきた際、市役所から過去2年分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、48年4月頃までの間に、その納付書により、過去2年分の保険料を市役所支所においてまとめて納付したので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人は昭和48年10月18日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、その時点では申立期間の一部（昭和46年4月から同年6月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の実家の所在する市が保管する国民年金被保険者名簿及び上記の国民年金手帳から、申立人の資格取得日は昭和48年4月1日であることが確認でき、未加入期間となる申立期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶はないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、上記の市は、過年度の国民年金保険料は収納していなかった旨回答しており、申立内容から一部が過年度となる申立期間の国民年金保険料を同市（支所）においてまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者となるまで継続して国民年金保険料を納付していた。所持する年金手帳にも任意加入の被保険者でなくなった日が 61 年 4 月 1 日と記載してあるにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金（任意加入）の被保険者でなくなった日が昭和 61 年 4 月 1 日と記載され、その横には申立人が申立期間当時に居住していた市の処理印もある。

しかしながら、オンライン記録のほか、上記の市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者索引名簿並びに申立人が現在居住する市が保管する国民年金被保険者名簿など、行政が保管するいずれの原簿においても申立人が国民年金（任意加入）の被保険者でなくなった日は昭和 60 年 4 月 1 日と記載されている。

また、昭和 61 年 4 月の国民年金第 3 号被保険者制度の導入に備え、60 年 8 月 31 日現在の任意加入被保険者は、60 年 10 月頃に送付された「国民年金任意加入被保険者現況届書」を 61 年 1 月 31 日までに市町村へ届け出て認定を受けることで第 3 号被保険者とされ、同年 5 月には国民年金第 3 号被保険者該当通知書が送付されることとされていたが、申立人には上記の現況届書及び該当通知書に係る記憶がない。

一方で、申立人が申立期間当時に居住していた市の広報紙（昭和 61 年 3 月 16 日発行）には、「国民年金に加入したことがない、又は以前に加入してい



たが今は加入していない奥さん このような方々は4月1日から（第3号被保険者の届出） 手続をお願いします。」と案内されているところ、申立人が所持する「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」の控えから、申立人は昭和61年4月に市役所への届出を行い、同月から「再取得」により国民年金第3号被保険者となっていることが確認できる。

これらを踏まえると上記年金手帳の資格喪失日の記載は行政の誤記であり、申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）について記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで

個人事業主が船員保険に加入できなくなった制度改正により、昭和 36 年 3 月 31 日に船員保険の資格を喪失した後、すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めた。しかし、加入は昭和 40 年 7 月からとなっており、国民年金制度の創設から 4 年間も未加入であったとは考えられない。また、一緒に加入したにもかかわらず、妻の加入が昭和 40 年 4 月で私が同年 7 月と異なっているのも納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人、その妻及び妹の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月 1 日に連番で払い出されており、3 人はこの頃に一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部（昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない。残りの申立期間の国民年金保険料については、遡って納付が可能な期間であるところ、申立人の保険料を納付したとするその妻は、当時、保険料は 2 か月ごとに集金人に納付しており、まとめて納付した記憶はない旨供述している。

また、申立人は国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 36 年 4 月から国民年金手帳記号番号が払い出された 40 年 9 月まで同一の町（現在は、市）に居住していたと供述しており、仮に申立人が主張する 36 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、40 年 9 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金の資格取得日（昭和 40 年 4 月 1 日）は、申

立人とその妹の資格取得日（昭和 40 年 7 月 1 日）よりも 3 か月早いものとなっており、申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿には訂正事跡（「7 月」を「4 月」に訂正）が認められるが、これは、申立人の妻は申立人及びその妹と同じ資格取得日（昭和 40 年 7 月 1 日）では、60 歳到達による資格喪失日（昭和 61 年\*月\*日）の前月（昭和 61 年\*月）まで国民年金保険料を全て納付しても老齢給付の受給資格期間を満たす 21 年に 3 か月足りないことから、資格取得日を他の二人よりも 3 か月遡ったものと推認でき、資格取得日が相違していることに不自然さはない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

個人事業主が船員保険に加入できなくなった制度改正により、夫が昭和 36 年 3 月 31 日に船員保険の資格を喪失したのをきっかけに、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し始めた。しかし、加入は昭和 40 年 4 月からとなっており、国民年金制度の創設から 4 年間も未加入であったとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人、その夫及び夫の妹の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月 1 日に連番で払い出されており、3 人はこの頃に一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部（昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない。残りの申立期間の国民年金保険料については、遡って納付が可能な期間であるところ、申立人は、当時、保険料は 2 か月ごとに集金人に納付しており、まとめて納付した記憶はない旨供述している。

また、申立人は国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 36 年 4 月から国民年金手帳記号番号が払い出されている 40 年 9 月まで同一の町（現在は、市）に居住していたと供述しており、仮に申立人が主張する 36 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、40 年 9 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 22 日から 45 年 12 月 31 日まで  
A社での報酬月額は、3万3,000円から3万8,000円であったと記憶しているが、同社に勤務していた全ての期間において、標準報酬月額が記憶より低額な記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立てに係る事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」から、申立人に係る資格取得時及び資格喪失時の標準報酬月額はオンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、申立期間当時社会保険事務を担当していた者は、社会保険事務所(当時)に賃金計算の記録を持参して算定基礎届を提出しており、申立てに係る事業所の届出は正しい旨証言している。

加えて、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。